

仙台市議会議長 野田 譲 殿

## 政務調査費等に関する申入書

2011年1月20日

仙台市民オンブズマン 代表 十 河 弘

(連絡先)

〒980-0021仙台市青葉区中央4-3-28朝市ビル3F

TEL 022-227-9900 FAX 022-227-3267

事務局：庫山（くらやま）

### 第1 申し入れの要旨

- 1 仙台市議会の政務調査費については、既に2010年（平成22年）10月6日、明確で適正な基準・手引きの作成とそれに基づく実施を申し入れた。今般は、後記のとおり、より具体的な支出基準の作成を申し入れるものである。
- 2 現行の海外視察制度を廃止するのは当然である。
- 3 仙台市議会の費用弁償については、1日5000円の支給を廃止すべきであり、仮に支給する場合でも交通費の実費支給にとどめるべきである。

### 第2 申し入れの理由

貴議会内に設置された「議会改革検討会議」は、平成22年11月30日に答申書をまとめて概ね以下の提言をした。

## 1 政務調査費について

- (1) 領収書等の閲覧制度を導入する。
- (2) 支出内容を第三者が検証する制度を導入する。
- (3) 「政務調査費取扱い手引書」を検証し、調査研究費、研修費、会議費、資料購入費、事務諸費について統一的な基準を設ける。

## 2 海外視察について

現行制度における海外視察は廃止する。

そして、現在、貴議会では上記の答申に基づいて、政務調査費等の在り方について、検討が進められている。そこで、これまで政務調査費、海外視察、費用弁償の在り方について意見を表明してきたオンブズマンとして、改めて具体的に申し入れる。

## 第3 具体的な申し入れの詳細

### 1 政務調査費について

#### (1) 領収書等の閲覧制度について

同制度の導入については賛成する。ただし、閲覧手数料を無料にするなど、市民が利用しやすい制度とすべきである。

#### (2) 第三者検証委員会制度について

同制度については、市民の意識から逸脱した用途を防止し支出の適正を確保するため、第三者性を適切に確保すべきである。具体的には、①委員に一般市民を複数入れる、②弁護士会、会計士会などの推薦を受けた専門家を委員として入れる、③公務員OBや議員OBは入れない、などの配慮がなされるべきである。また、委員会の権限を強化し、質問権、調査権を与えるべきである。さらに、委員会の手足となるべき事務局の充実もはかるべきである。加えて、委員会の「返還

すべき」との意見には議長も拘束されるものとするなどの制度化が必要である。

### (3) 統一的な基準について

議員のお手盛りを防止すべく、以下のような厳格な基準を設けるべきである。

#### ア 調査研究費

##### ①旅費交通費

合理的な行程，交通機関を利用することを前提として，かかった実費そのものだけを計上できるものとするべきである。また，現地交通費も実費のみとするべきである。

##### ②宿泊費

合理的な上限を設け，それを超過する部分は議員負担とするべきであり，それを下回る場合は，かかった実費を計上すべきである。

##### ③調査委託費

委託契約書，成果物を議長に提出して情報公開制度及び上記閲覧制度の対象とするべきである。

##### ④会食経費

会食費用は，特段の事情のない限り計上できないとするべきである。

#### イ 研修費・会議費

##### ①会食経費

研修講師への弁当代，茶菓代のみ支出可能とし，主催者や参加者への支給は不可とするべきである。

##### ②資料作成費，資料購入費，広報広聴費

###### i 按分

議員活動，政治活動，後援会活動に関わるものは，特段の事情がない限り，50%の按分とするべきである。

###### ii 購入品目

購入した品目を明記し，領収書を議長に提出して情報公開制度及び上

記閲覧制度の対象とすべきである。

iii 成果物

作成した資料などの成果物を議長に提出して情報公開制度及び上記閲覧制度の対象とすべきである。

iv 切手

切手管理台帳などを備え置いて、購入した切手の使途を明らかにし、これを議長に提出して情報公開制度及び上記閲覧制度の対象とすべきである。

ウ 人件費

①按分

議員活動、政治活動、後援会活動に関わるものは、特段の事情がない限り、50%の按分とすべきである。

②内容

個々の雇用契約の内容・賃金を資料に基づき明らかにすべきである。

エ 事務所費

①按分

議員活動、政治活動、後援会活動に関わるものは、特段の事情がない限り、50%の按分とすべきである。

②内容

賃貸借契約書を議長に提出して情報公開制度及び上記閲覧制度の対象とすべきである。

親族、同族会社から賃借している場合は、賃料額の正当性を裏付ける資料を議長に提出して情報公開制度及び上記閲覧制度の対象とすべきである。

オ 事務費

①按分

議員活動、政治活動、後援会活動に関わるものは、特段の事情がない限

り、50%の按分とすべきである。

#### ②購入品目

購入した品目を明記し、領収書を議長に提出して情報公開制度及び上記  
閲覧制度の対象とすべきである。

### カ その他の経費

#### ①按分

議員活動、政治活動、後援会活動に関わるものは、特段の事情がない限り、50%の按分とすべきである。

#### ②購入品目

購入した品目を明記し、領収書を議長に提出して情報公開制度及び上記  
閲覧制度の対象とすべきである。

## 2 海外視察について

現行の海外視察制度を廃止するのは当然である。任期中に回数と予算を決めて海外視察ができるという制度の在り方は不適切である。具体的な市政課題に取り組む上で必要不可欠なものだけを個別に実施すれば足りる。

## 3 費用弁償について

議会や委員会に出席するのは議員本来の職責である。そして、出席に要する費用は、交通費以外にはない。議案審議のための研究費などは、法律上政務調査費から支出される建前となっている。よって、現行の1日5000円の支給は廃止すべきであり、仮に支給する場合でも交通費の実費支給にとどめるべきである。

以上